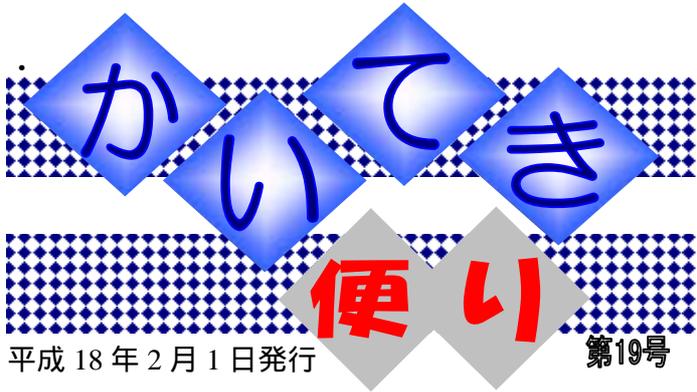


介護予防の指定申請はもう済みましたか！！

(問い合わせ先)
03(5321)1111
内 33 - 643・645



平成 18 年 2 月 1 日発行

第19号

INDEX

最近の動向

「介護報酬等の見直しについて諮問・答申が行われました」
「介護サービス事業者向け「自己点検票」をHPに掲載」

報酬算定・運営基準のQ & A

「利用者の入退院に伴う付き添い介助を行った場合、訪問介護費は算定できるの？」

お知らせ

「平成 17 年 10 月改正に係る医療費控除の取扱い」
「防災安全体制の徹底等について」

介護報酬の改定について諮問・答申が行われました 最近の動向

さる1月26日、厚生労働省にて、第39回介護給付費分科会が開催されました。本分科会では、昨年9月から計12回にわたり、本年4月施行の介護報酬の見直しについて議論され、今回、その議論を踏まえて諮問・答申が行われました。

今回の改定の主な内容は、

難病や癌末期患者を対象とした療養通所介護費や日帰りショートステイの創設など「中重度者への支援強化」、目標志向型のサービス提供や在宅復帰・在宅生活支援を重視したりハビリテーションなど「介護予防、リハビリテーションの推進」、認知症ケアの

充実に向けた「地域密着型サービス」の創設や在宅生活の継続を支える地域包括支援センターの創設、プロセス重視の視点に立ったケアマネジメントの見直しや情報公表の義務化など「サービスの質の向上」などで、介護保険の基本理念である「高齢者の尊厳の保持と自立支援」を踏まえて報酬及び基準が設定されています。

介護報酬の改定率は下表のとおりで、全体で0.5%減(17年10月改定分を含めると2.4%減)となっています。

本分科会の資料はWAMNET (<http://www.wam.go.jp>)に掲載されていますので、参考にしてください。

(介護報酬改定率)

全体	0.5%
(内訳)	
在宅分 平均	1%
(軽度:平均)	5%
(中重度:平均)	+4%
施設分 平均	±0%



給付費分科会の様子

介護サービス事業者向け「自己点検票」をHPに掲載

～ 自らチェックし、適正な事業運営を図るために ～

最近の動向

東京都福祉保健局と東京都国民健康保険団体連合会では、このたび居宅介護サービス事業所等に対し、適正な介護給付対象サービスの取扱い及び介護報酬の請求等に役立てていただくため、事業者自らが点検・確認する「自己点検票」をまとめました。

本「自己点検票」は介護サービス事業者の皆様に定められている介護保険法令に基づく事業運営上のチェックポイントを内容としています。日頃の介護サービスの実施において、この点検票を是非活用し、適正かつ円滑な事業運営に努めていただきますようお願いいたします。

【自己点検票の内容(「訪問介護編」一部抜粋)】

(基本方針)/(人員基準)/(設備基準)/(運営基準)

指定訪問介護事業所ごとに置くべき訪問介護員等の員数は常勤換算法で、2.5以上となっているか。

事務室又は区画は、利用申込の受付・相談等に対応するのに適切なスペースが確保されているか。

指定訪問介護の提供するに当たっては、居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。

本「自己点検票」は都福祉保健局のHP (<http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/>) で閲覧できます。

【問い合わせ先】 指導監査室指導第一課 TEL 03(5320)4290

Q 利用者の入退院に伴う付き添い介助を行った時、訪問介護費は算定できるの？

報酬算定・運営基準のQ & A

A: 入退院時の付き添い介助については、家族や親戚等、身内の方が対応すべき範囲であり、原則として訪問介護サービスの対象とはなりません。何らかの事情により家族等が対応できない場合には、生活支援事業やボランティア等の活用が考えられます。ただし、地域の事情で他の社会資源がない場合には、保険者の判断により介護保険での対応も認められます。

なお、訪問介護の付き添い介助はあくまで居宅サービスであるため、帰着点の一方が居宅である場合に限り算定できます。

訪問介護における送迎の取扱い

送迎の内容	算定可否	備考
居宅から一般病院への入院又は一般病院から居宅への退院		上記の例外のケースに該当する場合には可能
短期入所の事業所又は介護老人福祉施設からの通院・入退院	×	帰着点の一方が居宅ではないため不可
一般病院から一般病院への転院 一般病院から老健施設への移送	×	



平成 17 年 10 月改正に係る医療費控除の取扱いについて お知らせ

「かいてき便り第 18 号」で特養における医療費控除の対象について掲載しましたが、内容に一部間違いがありましたので訂正の上、お詫びいたします。正しくは下記のとおりとなります。

【対象範囲】

(誤)

(正)

介護老人福祉施設	介護老人福祉施設
介護費に係る自己負担額 食費及び居住費に係る自己負担額の 1/2	介護費に係る自己負担額の 1/2 食費及び居住費に係る自己負担額の 1/2

なお、国からその他の介護保険サービスに係る医療費控除についての取扱いが示されました。

	介護報酬 1 割負担	居住費 (3)	食費 (3)
介護療養型医療施設 (1)			
短期入所生活介護 (2)		×	×
短期入所療養介護 (1)			
通所介護 (2)		-	×
通所リハビリテーション (1)		-	

1) 医療系サービスについては、その病状に応じて一般的に支出される水準を著しく超えない部分の金額について、従来のとおり医療費控除の対象とする。

2) 介護保険の対象となるものに係る自己負担額について、医療系居宅サービスと併せて利用する場合に限り、従来のとおり医療費控除の対象とする。

3) 全ての介護保険サービスについては、特別な居住費・食費について、従来のとおり医療費控除の対象としない。

国事務連絡「平成 17 年 10 月改正における医療費控除の取扱いについて」は、「東京都介護サービス情報 (<http://www.kaigohoken.metro.tokyo.jp>) > 書式ライブラリー > 平成 17 年 10 月施行 (施設給付の見直し) 関係資料」に掲載しています。

【問い合わせ先】在宅支援課在宅運営係 TEL 03(5320)4274 施設支援課施設運営係 03(5320)4264

防火安全体制の徹底について お知らせ

さる 1 月 8 日未明、長崎県大村市の認知症高齢者グループホームにおける火災事故の発生により、入居者が死傷するという痛ましい事故が発生しました。各社会福祉施設等におかれましては、防火体制及び万一火災が発生した場合の消火・避難通報体制を確保する等、防火安全対策に万全を期すようお願いいたします。

【問い合わせ先】在宅支援課在宅運営係 TEL 03(5320)4274 施設支援課施設運営係 03(5320)4264